

第3 実地及び書面指導における主な留意事項（障害児サービス）

I 運営編

1 障害児通所支援事業所における人員配置基準

★ 対象サービス…児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、放課後等デイサービス

令和3年度より、児童福祉に係る専門性及び質の向上を図ることを目的として、**人員基準上必要な職員が「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」から「児童指導員又は保育士」に見直されました。**（障害福祉サービス経験者の削除）

たとえば、利用人数が10人以内の放課後等デイサービス事業所（重心以外）の場合、基準上必要な職員数は2人なので、当該2人については児童指導員、保育士のいずれかである必要があります。

令和3年4月1日において現に指定を受けている事業所には経過措置が設けられていましたが、令和5年3月31日をもって当該経過措置は終了していますので御留意ください。

なお、基準上必要な職員に加えて職員を配置する場合、加配する職員については児童指導員、保育士でなくても配置が可能です。

**注）強度行動障害支援者養成研修研修（基礎研修）修了者・手話通訳士・手話通訳者については、児童指導員等加配加算の要件にある「児童指導員等」に含まれますが、基準上の「児童指導員」として配置することはできません。
（※児童指導員の要件については120ページを参照）**

また、障害児通所支援事業では、**サービス提供時間を通じて、利用日ごとに当日の全利用者数に対して必要な職員数を配置する必要があります。**

例えば、定員10人の事業所において、ある日の利用児童数が11人以上15人以下となった場合、当該日に基準上必要な職員数は3人となります。

なお、ここでいう配置職員数とは、サービス提供時間を通じた実数配置となるので、有給休暇を取得している常勤職員を配置職員数に算入することはできません。

<不適切事例のうち主なもの>

- ・ある日の全利用児童数が13人にも関わらず、基準上必要とされる職員が2人しかいない。
- ・多機能型で定員を合わせて10人と設定している事業所等であって、午前・午後を通じてサービスを提供する場合において、午前のみ利用児童が1人、午後のみ利用児童が10人いたが、基準上必要とされる職員が2人しかいない。（当該日の全利用児童数は11人となるため、サービス提供時間を通じて基準上必要な職員が3人必要。）

※ 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合はこの限りではありません。

(参考) 根拠法令等

H25 年 県 規 則 17 第 4 条

指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が 10 までのもの 2 以上

イ 障害児の数が 10 を超えるもの 2 に、障害児の数が 10 を超えて 5 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

H24 厚労省令第 15 号、H24 障発 0330 第 12 号 (H30. 3. 30 障発 0330 第 5 号改正現在)

第三 児童発達支援

1 人員に関する基準

- (1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に係る従業者の員数（基準第 5 条）

① 児童指導員又は保育士（基準第 5 条第 1 項第 1 号）

「提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる」とは、指定児童発達支援の単位ごとに児童指導員又は保育士について、指定児童発達支援の提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。

（例）提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は 1 人となるが、提供時間帯の 2 分の 1 ずつ専従する保育士の場合は、その員数としては、2 人が必要となる。

また、ここでいう「障害児の数」は、指定児童発達支援の単位ごとの障害児の数をいうものであり、**障害児の数は実利用者の数をいう**ものである。

令和 3 年 4 月 1 日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所については、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、障害福祉サービス経験者についても、基準第 5 条第 1 項第 1 号の員数に加えることができるものとする。

2 主として重症心身障害児を通わせる場合の職員配置

★ 対象サービス…児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、放課後等デイサービス

※主として重症心身障害児を対象としていない事業所が重症心身障害児に対しサービスを行う場合を除く。

主として重症心身障害児を通わせる場合の職員配置については、指定基準上、①嘱託医、②看護師、③児童指導員又は保育士、④機能訓練担当職員、⑤児童発達支援管理責任者をそれぞれ1以上配置することとされており、特に専従の要件については示されていませんが、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて」（平成27年2月20日事務連絡）において、②～⑤の従業員についてはサービス提供時間を通じて配置すべきとの取扱いが示されています。（ただし、機能訓練担当職員については、平成30年の指定基準改正に伴い「日常生活を営むのに必要な機能訓練を提供することに支障がない場合」に、機能訓練を行わない時間帯には機能訓練担当職員を配置しなくてもよいとされました。）

事業者におかれましては、当該Q&Aに沿って職員を配置してください。

（参考）根拠法令等

Q&A 平成27年2月20日 事務連絡（問3）

問）放課後等デイサービス事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の従業員は専従である必要があるのか。

答）放課後等デイサービス事業所又は児童発達支援事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の人員配置基準については、特に従業者に専従要件を設けているものではないが、**支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、児童指導員又は保育士、看護師、機能訓練担当職員及び児童発達支援管理責任者をそれぞれ1名以上配置する必要がある。**

なお、嘱託医については、その職務の性質上、支援時間帯において常に対応できる体制を整えておく必要がある。

Q&A 平成30年3月30日 VOL. 1（問114）

問）児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、主として重症心身障害児を通わせる事業所に配置すべき機能訓練担当職員が、機能訓練を行わない時間帯は置かなくてよいこととなったが、機能訓練が必要な障害児がいない場合、機能訓練担当職員を配置しなくてもよいのか。

答）**重症心身障害児に対する機能訓練は必要不可欠な支援であり、機能訓練が必要な障害児がいないことは想定されない。**

なお、障害児の通所支援計画に応じて、適切に機能訓練担当職員を配置するものであり、機能訓練担当職員の確保が困難など事業所の都合により、障害児の通所支援計画が作成されないようにすること。

3 医療的ケア児への対応について

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

令和3年度より、医療的ケアが必要な児童（以下「医ケア児」という。）に対し医療的ケアを行う場合には、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を配置しなければならないこととされました。

ここでいう医療的ケアとは、下表の14種類の医療行為を指します。（「医療的ケアスコア表」抜粋）

医ケア児へ支援を行う場合は、関係規則のほか、必ず「**医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（Vol. 2）**」（令和3年5月19日事務連絡）を御確認ください。

1	人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理	
2	気管切開の管理	
3	鼻咽頭エアウェイの管理	
4	酸素療法	
5	吸引（口鼻腔・気管内吸引）	
6	ネブライザーの管理	
7	経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻 (2) 持続経管注入ポンプ使用
8	中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）	
9	皮下注射	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬など） (2) 持続皮下注射ポンプ使用
10	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）	
11	継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）	
12	導尿	(1) 利用時間中の間欠的導尿 (2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）
13	排便管理	(1) 消化管ストーマ (2) 摘便、洗腸 (3) 浣腸
14	痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注）医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合	

看護職員の取り扱いについては、人員配置基準上の考え方と報酬算定上の考え方が異なる点があるため、注意が必要です。

(1) 人員基準上の考え方について

医ケア児に対し医療的ケアを行う場合には、**看護職員を1人以上配置**しなければなりません。

- 人員基準上は、常勤や専従の要件はありません。(報酬算定上は一定時間の配置が必要)
- サービス提供時間を通じて配置した看護職員は、基準の児童指導員等として計上可能ですが、次のことに注意してください。

- 看護職員を基準人員とする場合も、基準人員の半数以上は保育士又は児童指導員である必要がある。
- 医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定等のために、基準上の児童指導員等の配置とは別に配置した看護職員は、基準の児童指導員等として計上できない。

- 以下ア～ウの場合は看護師を配置せずに医療的ケアを行うことが可能です。

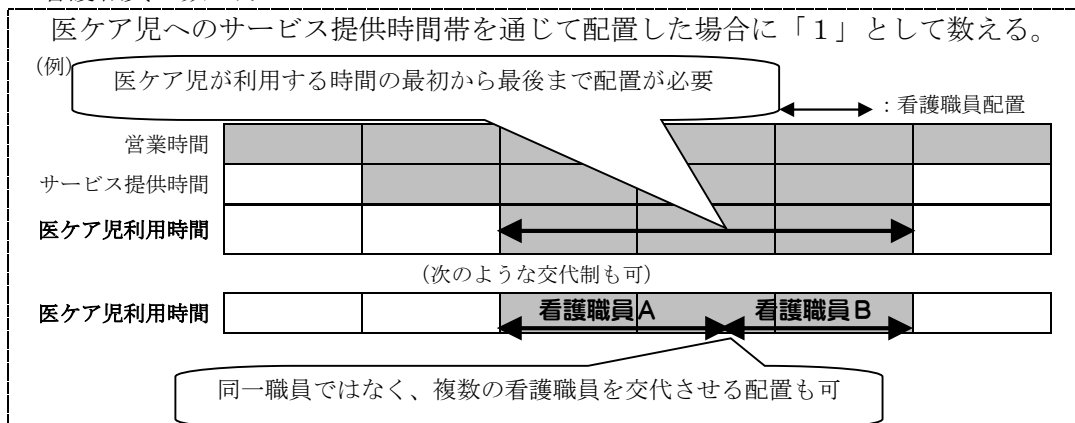
- ア 看護職員を医療機関から訪問させる場合
 - イ 登録喀痰吸引業者が喀痰吸引のみを行う場合
 - ウ 登録特定行為事業者が特定行為のみを行う場合
- ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定はできない(2)参照

- 医ケア児に医療的ケアを提供しないことが明らかな場合は、看護職員の配置は必要ありませんが、医療的ケアを提供しないことについて、保護者に同意を得ておく必要があります。

(2) 基本報酬の算定について

医療的ケアを行うために看護職員を配置している場合、医ケア児にかかる基本報酬を算定可能です。

- 看護職員の数え方



- 当該事業所を利用する医療的ケア児の医療的ケア区分に応じた看護職員を配置する必要があります。配置状況は、一月を通じて配置が足りているかで考えます。

当月実績として、医ケア児が利用する日に配置した看護職員の人数の合計人数(必要看護職員数)が、一月に必要な看護職員合計人数(=配置看護職員合計数)以上の場合に算定可能。

$$\text{必要看護職員数} \leq \text{配置看護職員合計数}$$

- ・ 基準配置とは別に看護職員を雇用できるよう報酬を設定しているため、以下の場合は算定不可です。

- ・ 看護職員を基準人員の合計に加えている場合
- ・ 看護職員を配置せず、医療機関から訪問させたり、登録喀痰吸引業者や登録特定行為事業者が医療的ケアを行う場合

(3) 医療連携体制加算との関係について

医療連携体制加算は、基本的には、病院等から看護職員の訪問を受け、事業所を利用する障害児に看護を提供した場合に算定できる加算ですが、事業所に配置する看護職員が看護を行う場合も算定が可能です。

よって、医ケア児に対し医療的ケアを行った場合は、①か②のどちらかのパターンの請求が考えられますが、**医ケア児の人数によって算定可能なパターンが異なります。**

- ① 医療的ケア区分に応じた基本報酬 を算定
- ② 医ケア児以外の基本報酬+医療連携体制加算 を算定

<請求の考え方>

医療的ケア児の利用が、**3人以上の場合 ⇒ ①で請求（医療連携体制加算は算定不可）※**
3人未満の場合 ⇒ 事業所の判断で①か②で請求

※医ケア児については、本来、一定数以上の看護職員の配置のもとで安全に医療的ケアを提供する必要があり、基本報酬算定に係る配置をすべきであるため。

- ・ 一月の請求において、医ケア児ごと算定方法を変えることはできません。
例) 医ケア児Aは医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定するが、医ケア児Bは医療連携体制加算を算定するといった取り扱いはできない。
- ・ 医療連携体制加算の算定要件等の説明は、II「6 医療連携体制加算」(142 ページ)を参照

そのほか、詳しくは国の通知（「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて(Vol. 2)」(令和3年5月19日事務連絡)）等を参照してください。

4 児童指導員の任用資格について

児童指導員については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条で定められています。

人員配置や加算の算定に当たっては、下表を参考としてください。下表①～⑩のいずれかに該当する者は、下表証明書類をもって、児童指導員としての配置が可能です。

資格要件	証明書類
①都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設(*)を卒業した者 *児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設	卒業証書の写し
②社会福祉士の資格を有する者	資格証の写し（合格証では不可）
③精神保健福祉士の資格を有する者	資格証の写し（合格証では不可）
④学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	学部・学科・専攻の記載がある卒業証書の写し(※3)
⑤学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者	左記理由により大学院への入学が認められたことの証明書の写し
⑥学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	研究科の記載がある卒業証書の写し(※3)
⑦外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	学部・学科・専攻の記載がある卒業証書の写し(※3)
⑧学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの	高等学校卒業以上に該当することを示す卒業証書の写し（大学の卒業証書も可） 及び 2年以上かつ360日以上児童福祉事業に従事したことを証明する実務経験証明書の原本
⑨教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの	教員免許の写し
⑩3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの	3年以上かつ540日以上児童福祉事業に従事したことを証明する実務経験証明書の原本

※1 児童福祉事業とは、社会福祉法第2条で定める社会福祉事業のうち次の事業をいう。

第1種社会福祉事業

児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

第2種社会福祉事業

児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、又は小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

※2 教諭には、養護教諭や栄養教諭は含まれない。

※3 相当する課程で届出をする場合は、卒業証書の写しに加えて履修証明書の写しも提出すること。

5 ガイドラインの遵守及びサービスの質の評価・改善等

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、**県規則に定められた事項について、自己評価及び保護者の評価を受けて、その改善を図らなければなりません。そして、それらの評価及び改善内容をおおむね1年に1回以上、インターネットの利用等により公表する必要があります。**

なお、基準に基づく自己評価結果等の公表（年1回以上）が適切に行われていない場合には給付費の減算を求められますので、ご注意願います。

また、サービスの提供に当たっては、ガイドラインを参考にし、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を行うようにしてください。

（参考）根拠法令等（放課後等デイサービス）

H25年県規則 17 第25条

1～2 （略）

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定児童発達支援事業者は、**おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。**

(参考) 根拠法令等 (児童発達支援)

平成 24 年障発 0330 第 16 第一 (8)

質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

- ① 対象となる支援
児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援
- ② 算定される単位数
所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。
- ③ 質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。
- ④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。
- ⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。
- ⑥ (略)

H30.3.30 平成 30 年度報酬改定 Q & A VOL. 1 (問 104)

問) 自己評価結果等の公表状況については、どのように行うのか。

答) 自己評価等結果等の公表は、インターネットの利用その他の方法により広く公表されるものであるが、事業所からはその公表方法等についても届出をさせて確認をし、届出がない場合に減算を適用すること。

なお、公表方法等については、平成 30 年 4 月 1 日から施行される障害福祉サービス情報公表制度を活用して確認しても差し支えない。

(参考) 通知

- ・放課後等デイサービスガイドラインについて（平成27年4月1日障発0401第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・放課後等デイサービス事業所の質の向上のための取組について（平成29年4月3日障発0403第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- ・児童発達支援ガイドラインについて
（平成29年7月24日障発0724第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

6 児童の安全確保

児童の安全確保等について規定した「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第159号）等の施行に伴い、県においても「指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則」等を改正し、令和5年4月1日から施行しています。

なお、改正により事業者の義務とされた事項の一部については、令和6年3月31日までは努力義務や代替措置可とされていますが、事業者におかれましては、速やかな対応をお願いします。

(1) 安全計画の策定義務化等

	主な改正項目	内 容
ア	安全計画の策定等の義務化（新設） ※令和6年3月31日まで 努力義務	児童の安全確保のため以下を義務付ける。 ① 児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画（安全計画）を策定 ② 職員に安全計画を周知し、研修及び訓練を定期的実施 ③ 保護者に安全計画を周知（児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス） ④ 定期的に安全計画を見直し、必要に応じ変更

(2) 送迎用車両の安全装置装備の義務化等

	主な改正項目	内 容
ア	点呼等による所在確認の義務化（新設）	児童の送迎や施設外活動等のために自動車を運行する場合、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認することを義務付ける。
イ	送迎用車両における見落とし防止装置による所在確認の義務化（新設） ※令和6年3月31日まで 代替措置を認める	送迎用の自動車（※）を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時にアの所在確認をすることを義務付ける。 ※ 2列以下の自動車、その他利用の態様を勘案し、現実的には児童の見落としの恐れがないと認められる自動車を除く。

★上記（2）ア、イの義務付けの対象となる施設等

規則改正で対象となる施設・事業	適用する内容
児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス	ア・イ義務付け
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス以外の指定障害児通所支援事業、指定障害児入所施設	アのみ義務付け

（参考）根拠法令等（児童発達支援）

H25 年 県 規 則 17

（安全計画の策定等）

第 39 条 の 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第39条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

II 各種加算編

1 児童通所支援の基本報酬の算定

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

令和3年度より、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分において、当該判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う医ケア児の基本報酬区分が創設されました。

加えて、放課後等デイサービスの基本報酬については、指標該当児の割合による区分が廃止され、サービス提供時間による区分に見直されました。

- | |
|------------------------------------|
| ・主たる対象者が重心 ⇒ 非該当 |
| ・主たる対象者が重心以外でサービス提供時間が 3時間以上 ⇒ 区分1 |
| 3時間未満 ⇒ 区分2 |

(参考) 根拠法令等 (放課後等デイサービスの場合)

平成24年厚労省告示122 別表第3

- 1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）
- イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）
- (1) 区分1（指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間以上）
- (一)医療的ケア区分3
- a 利用定員が10人以下の場合 2,604単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,402単位
- c 利用定員が21人以上の場合 2,302単位
- (二)医療的ケア区分2
- a 利用定員が10人以下の場合 1,604単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,402単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,302単位
- (三)医療的ケア区分1
- a 利用定員が10人以下の場合 1,271単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,069単位
- c 利用定員が21人以上の場合 969単位
- (四)(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合
- a 利用定員が10人以下の場合 604単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 402単位
- c 利用定員が21人以上の場合 302単位
- (2) 区分2（指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満）
- (一)医療的ケア区分3
- a 利用定員が10人以下の場合 2,591単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,393単位
- c 利用定員が21人以上の場合 2,295単位
- (二)医療的ケア区分2
- a 利用定員が10人以下の場合 1,591単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,393単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,295単位
- (三)医療的ケア区分1

- a 利用定員が 10 人以下の場合 1,258 単位
 - b 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,060 単位
 - c 利用定員が 21 人以上の場合 962 単位
- (四)(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合
- a 利用定員が 10 人以下の場合 591 単位
 - b 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 393 単位
 - c 利用定員が 21 人以上の場合 295 単位

以下略

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (3)

放課後等デイサービス給付費

① 放課後等デイサービス給付費の区分

放課後等デイサービス給付費の区分については、第 269 号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

なお、障害児の医療的ケア区分等により、算定する単位が(1)から(4)又は(一)から(四)に分かれるが、当該取扱いは1の(4の2)を参照すること。

(一) 通所報酬告示第3の1のイ(1)を算定する場合

ア (二)に該当しない就学児について算定すること。

イ 次の(i)又は(ii)に該当すること。

(i) 指定通所基準第66条第1項の基準を満たしていること。

(ii) 指定通所基準第66条第4項の基準を満たしていること。

(一の二) 通所報酬告示第3の1のイ(2)を算定する場合

ア (二)に該当しない就学児について算定すること。

イ 次の(i)から(iii)までのいずれにも該当すること。

(i) 指定通所基準第66条第1項の基準を満たしていること。

(ii) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。

なお、ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に1日に設置される単位の数を乗じた数とする。

(例1) A 標準的なサービス提供時間：4時間

B 1日に設置される単位の数：1単位

提供時間： $A \times B = 4$ 時間

(例2) A 標準的なサービス提供時間：2時間

B 1日に設置される単位の数：2単位

提供時間： $A \times B = 4$ 時間

以下略

2 児童指導員等加配加算・専門的支援加算

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

令和3年度より、児童指導員等加配加算（Ⅰ）の報酬単価が見直され、児童指導員等加配加算（Ⅱ）が廃止された一方、支援の質を向上させる観点から、専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者）を1名以上加配して行う支援を評価する、専門的支援加算が創設されました。

また、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者が追加されました。

児童指導員等加配加算及び専門的支援加算は、指定基準上必要となる従業者の員数に加えて、従業者を配置した場合に算定できる加算です。本県では、支援の強化という加算の趣旨に鑑み、すべての営業日（サービス提供日）において、営業時間（サービス提供時間）を通じて人員基準に加えて、1人以上の従業者を配置するよう指導しています。

なお、利用者の個別支援計画を作成していない（個別支援計画未作成減算の対象となっている）場合は、当該加算の算定はできません。

また、当該加算は人員基準を満たしていることを前提としているため、管理者や児童発達管理責任者が欠如している場合にも算定できません。

(1) 児童指導員等加配加算における基本事項

(参考) 根拠法令等（放課後等デイサービスの場合）

平成24年厚労省告示122 別表第3 1

注7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、注8の加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注8、注10及び4の注3の(1)において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下この注7及び注8において「理学療法士等」という。）、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注7において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 理学療法士等を配置する場合

(一) 利用定員が10人以下の場合 187単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 125単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 75単位

(2) 児童指導員等を配置する場合

(一) 利用定員が10人以下の場合 123単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 82単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 49単位

(3) その他の従業者を配置する場合

(一) 利用定員が 10 人以下の場合 90 単位

(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 60 単位

(三) 利用定員が 21 人以上の場合 36 単位

以下略

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (3)

② 児童指導員等加配加算の取扱い

通所報酬告示第 3 の 1 の注 7 の児童指導員等加配加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、常時見守りが必要な就学児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 通所報酬告示第 3 の 1 の注 7 のイについては、以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。

ア (二) に該当しないこと。

イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を 1 名以上配置（常勤換算による算定）していること。

ウ 令和 3 年度改正後指定通所基準附則第 6 条による経過措置として障害福祉サービス経験者を配置する事業所において、(1) 又は (2) を算定する場合にあっては、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を 2 名以上配置（常勤換算による算定）していること。

(二) 通所報酬告示第 3 の 1 の注 7 のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。

ア 通所報酬告示第 3 の 1 のハを算定していること。

イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を 1 名以上配置（常勤換算による算定）していること。

(三) 異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い

(1) の③の(六)を準用する。

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (1)

③の(六) 異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い

理学療法士等の加算を算定するに当たっては、理学療法士等を 1 名以上配置（常勤換算による算定）する必要がある。このとき、理学療法士と作業療法士等異なる職種の配置により常勤換算で 1 名以上とすることも可能とする。

なお、理学療法士等と児童指導員等のように、算定する報酬区分が異なる場合は、以下のとおりとする。

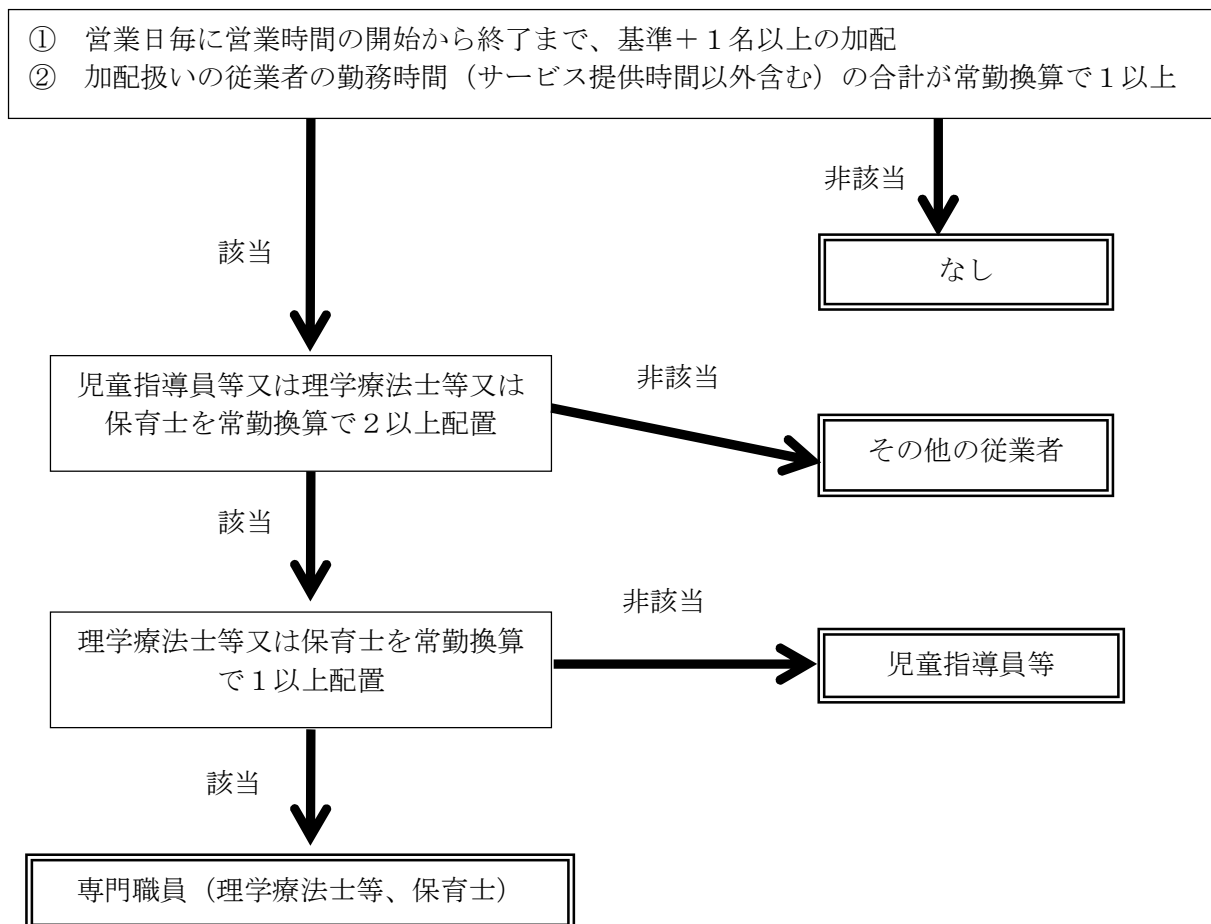
- ・ 理学療法士等と児童指導員等により常勤換算で 1 名以上とする場合 児童指導員等の報酬を算定。
- ・ 理学療法士等とその他の従業者により常勤換算で 1 名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。
- ・ 児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で 1 名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。

理学療法士等、児童指導員等、その他従業者を加配（営業日毎に営業時間を通じて1以上の加配+加配された従業者の1日毎の勤務時間の合計が常勤換算で1人以上）している場合に算定できます。

<加算の区分>

児童発達支援	専門職員（理学療法士等）	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者
	専門職員（保育士）	保育士
	児童指導員等	児童指導員、強度行動障害支援者養成研修研修（基礎研修）修了者、手話通訳士、手話通訳者
	その他従業者	
放課後等デイサービス	同上	

例) 定員10人の放デイ（重心以外）の場合



(2) 専門的支援加算における基本事項

(参考) 根拠法令等 (放課後等デイサービスの場合)

平成 24 年厚労省告示 122 別表第 3 1

注 8 理学療法士等（保育士を除く。以下この注 8 において同じ。）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注 7 の加算を算定している場合は、注 7 の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注 4 の(2)を算定している場合は、加算しない。

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

- (1) 利用定員が 10 人以下の場合 187 単位
 - (2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 125 単位
 - (3) 利用定員が 21 人以上の場合 75 単位
- 以下略

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (3)

③ 専門的支援加算の取扱い

通所報酬告示第 3 の 1 の注 8 の専門的支援加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、理学療法士等（保育士を除く。）による支援が必要な就学児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数（通所報酬告示第 3 の 1 の注 7 の加算を算定している場合は、注 7 の加算に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等（保育士を除く。）を 1 以上配置（常勤換算による算定）しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものである。異なる職種により常勤換算で 1 名以上配置する場合の取扱いは（1）の③の（六）を準用する。

なお、通所報酬告示第 3 の 1 の注 7 の加算と異なり、本加算では、保育士を配置した場合は算定対象にならない点に留意されたい。

また、本加算は、通所支援計画を作成していない場合は算定できないこととする。

児童発達支援の場合は理学療法士等又は児童指導員、放課後等デイサービスは理学療法士等の加配（営業日毎に営業時間を通じて 1 以上の加配＋加配された従業者の 1 日毎の勤務時間の合計が常勤換算で 1 人以上）の加配している場合に算定できます。

児童発達支援と放課後等デイサービスでは、専門職の対象職種が異なりますので注意してください。

※ 児童発達支援における専門的支援の算定要件については、対象となる未就学児への支援に当たり、特に集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が必要であることから、児童福祉事業について 5 年以上経験のある保育士・児童指導員についても、専門職の職種の対象に含めることとされています。

<加算の区分>

児童発達支援	理学療法士等	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者、 <u>児童福祉事業について 5 年以上経験のある保育士</u>
	児童指導員	<u>児童福祉事業について 5 年以上経験のある児童指導員</u>
放課後等デイサービス	理学療法士等	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指

	保育士及び児童指導員 は対象外	導担当職員、国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者
--	--------------------	-----------------------------------

(3) その他

＜児童指導員等加配加算と専門的支援加算の優先順位について＞

Q & A 令和3年3月31日 VOL. 1 (問62)

問) 児童指導員等加配加算と専門的支援加算について、算定する上での優先順位はあるのか。

答) 優先順位は無いので、事業所において算定する加算を選び、都道府県等に届出を行うことができる。

＜対象職種について＞

Q & A 令和3年3月31日 VOL. 1 (問63)

問) 専門的支援加算について、心理指導担当職員の配置により加算する場合は、公認心理師などの資格を有する者を配置した場合に限定されるのか。

＜参考：厚生労働大臣が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号）（抄）＞

※「心理指導担当職員」に関する規定

- 一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員
次のいずれかに該当する者
- イ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

答) **心理指導担当職員として配置する職員については、人材確保の観点も考慮し、公認心理師などの資格を有する者に限定しないこととしている。**

なお、児童指導員等加配加算や障害児入所施設に配置する心理指導担当職員についても、同様に公認心理師などの資格を有する者に限定しないこととしている。

Q & A 令和3年3月31日 VOL. 1 (問66)

問) 児童発達支援における専門的支援加算の要件のうち、「5年以上児童福祉事業に従事した」ことについて、どのように確認することが考えられるのか。

答) 児童指導員又は保育士の資格を取得した日及び当該日以降に児童福祉事業を行う事業所で子どもへの直接支援に従事した在職期間や従事日数が分かる証明書等により確認することが考えられる。

また、**日数については、在職期間の合計が5年以上であって、従事日数の合計が900日以上とすることを想定している。**

★ 体制届を提出の際は、添付書類として、資格証の写し及び実務経験証明書を御提出ください。

＜多機能型の特例の適用事業所における算定について＞

Q & A 令和3年3月31日 VOL. 1 (問64)

問) 多機能型事業所の特例により、午前中に児童発達支援、午後に放課後等デイサービスを実施している多機能型事業所において、専門的支援加算における、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者を常勤換算で1以上配置する場合、児童発達支援の提供時間だけで常勤換算を計算するのか。もしくは、多機能型事業所として放課後等デイサ

ービスでの配置時間も含めて計算するのか。

答) 専門的支援加算で算定する専門職については、常勤換算で1以上配置する必要がある。
問のような多機能型事業所については、午後の時間も含め、常勤換算で1以上の専門職を配置することで要件を満たすものとする。

Q & A 令和3年3月31日 VOL. 1 (問64)

問) 多機能型事業所の特例により、児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所を実施しており、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者を配置して専門的支援加算を算定する場合、児童発達支援の利用者についてのみ算定することとなるのか。

答) 貴見のとおり。常勤換算の時間には多機能型事業所としての放課後等デイサービスに従事した時間も含めることができるが、報酬の算定は、児童発達支援のみ可能となる。

<児童指導員等加配加算の取扱いについて>

Q & A 令和5年3月30日事務連絡 別紙2

問) 児童指導員等加配加算は、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士・児童指導員等を常勤換算で1以上配置することが要件とされているが、「算定に必要となる従業者」とは、10:2等の割合で配置する必要がある児童指導員又は保育士を指すのか。或いは、管理者や児童発達支援管理責任者等を含めた、全ての職種を指すと考えるのか。

答) 指定基準に定める全ての職種を指したものである。よって、児童指導員又は保育士が、指定基準で置くこととしている員数+1名の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に欠如が生じている等の場合は、本加算を算定することはできない。

問) 児童指導員等加配加算を算定する上で、児童発達支援管理責任者が欠如していないことも要件になるとのことだが、児童発達支援管理責任者が休暇により出勤していない場合、児童指導員等加配加算の算定上、欠如とは考えない(児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数が満たされている)という理解でよいか。

答) 貴見のとおり。

指定基準では、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所について、サービス提供時間帯を通じてサービス提供にあたることまでは定めていないため、労働基準法等に定める休暇を取得する場合に、代替りの児童発達支援管理責任者を置くことまでは求めていない。

問) 児童指導員等加配加算の対象となる加配職員(理学療法士・児童指導員等)を常勤で雇用したとき、当該常勤職員が休暇を取得する場合、休暇を取得した日は加配職員が不在のため、児童指導員等加配加算を算定できないと解するのか。

答) 児童指導員等加配加算は児童指導員等を常勤換算で1人以上配置したときに算定できる。常勤職員の場合、有給休暇等を取得するときは欠如しては扱わない(常勤換算として計上できる)ので、1週間を通じて常勤換算で1人以上の配置がされているなら、1週間の各日の請求において児童指導員等加配加算を算定することは可能である。

なお、暦月で一ヶ月を超えるような休暇となる場合はこの取扱いは認められない点に留意すること。

なお、制度改正前に下記のとおり国から受けた回答に沿い「その日の実利用者数に対して基準配置に加えて加配対象の常勤職員 1 名を配置する必要があるが、1 以上配置されていない日がある場合は、その日に関しては算定不可(日単位)」としているところですので、十分ご注意ください。

県から国への照会に対する回答

問 1) 10 人定員で、基準配置の 2 人+加配対象の常勤職員 1 名 (合計 3 名) を配置している事業所において、ある日、実利用者が 11 名となった場合、当該日の基準上の人員配置が 3 人となり、当該日においては指導員加配配置がないことから、加算算定はできないと考えてよいのか。

答 1) **当該日については、加配加算の算定はできない。**

問 2) 問 1 のケースで、加配加算が算定できない場合、加配加算は、日単位で算定できないと考えるのか。又は、一定期間における常勤換算において 1 以上の配置を満たさない場合に当該時間全体について算定できないと考えるのか。

答 2) **日単位で算定できないこととなる。月全体として届出による加配体制が確保されていれば、一時的に利用者数が 11 人以上である日以外は加配加算を算定して差し支えない。**

3 延長支援加算

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

延長支援加算は、運営規程に定められている営業時間（送迎に要する時間は含まない）が**8時間以上**であり、営業時間の前後の時間（延長時間帯）において支援を行った場合に、1日の延長支援に要した時間に応じて算定できる加算です。

ここでいう「**営業時間**」とは、**基準上必要な従業者を配置して利用者・児童を受け入れる体制を整えている時間**のことであり、当該加算については、運営規程上で**営業時間が8時間以上となっている日（学校の休日等）のみ算定が可能**です。

また、算定の要件にある「延長支援の必要な理由」については原則、**障害児利用計画に記載されていること**が求められています。これについては、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.1 問66において、「当分の間やむを得ない対応として、セルフプランの場合であっても算定が可能な取扱いとする」とされていますが、本来の要件に沿うよう、障害児相談支援事業所と連携し、随時必要事項の記載を進めていただきますようお願いいたします。

<不適切事例として主なもの>

- ・放課後等デイサービスにおいて、午前10時から事業所を開所しているが、基準上必要な従業者を配置して利用者・児童を受け入れる体制を整えている時間帯が午後1時から午後6時までの5時間であり、午後6時以降の利用について延長支援加算を算定していた。（当該事例における営業時間は5時間なので、加算の算定不可）

（参考）根拠法令等（児童発達支援）

平成24年厚労省告示122 別表第1

12 延長支援加算

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）の場合

- (1) 延長時間1時間未満の場合 61単位
- (2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位
- (3) 延長時間2時間以上の場合 123単位

ロ 重症心身障害児の場合

- (1) 延長時間1時間未満の場合 128単位
- (2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 192単位
- (3) 延長時間2時間以上の場合 256単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

H24 障発 0330 第16号 第二の2(1)

⑮ 延長支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の12の延長支援加算については、**運営規程に定める営業時間が8時間以上**であり、営業時間の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

- ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。
- イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。
- ウ 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)が1名以上配置していること。
- エ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。

H27.3.31 平成27年度報酬改定Q&A (VOL. 1)

問 66) 「やむを得ない理由」を記載する障害児支援利用計画は、指定障害児相談支援事業者が作成したものに限られるのか

答) 原則として、指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画に「やむを得ない理由」を記載している場合に算定できる。

しかしながら、障害児支援利用計画の策定状況等も勘案し、当分の間のやむを得ない対応として、セルフプランの場合であっても算定が可能な取扱いとする。

なお、指定障害児相談支援事業所が作成する場合であっても、改定の施行直後で、やむを得ない理由が記載されていない場合には、次の通所給付決定がなされるまでの間は、柔軟に取り扱って差し支えない。

4 事業所内相談支援加算

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

事業所内相談支援加算は、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を行った場合に算定できる加算です。

令和3年度から、個別の相談援助だけではなくグループでの面談等も算定可能となりました。（Ⅰ、Ⅱそれぞれ月1回が限度）

事業所内相談支援加算Ⅰ・・・個別	100 単位/回
事業所内相談支援加算Ⅱ・・・グループ(※)	80 単位/回
(※)障害児及びその家族等に対し、他の障害児及びその家族と合わせて相談支援を行うこと	

事業所で支援を行っている時間と同一時間帯に相談援助を行った場合にも算定可能となっています。

当該加算を算定するためには、事業所内で相談支援の援助を行うことについて個別支援計画に記載の上、あらかじめ保護者の同意を得ておく必要があります。

また、相談支援の日時や要した時間、相談内容の要点を記録しておいてください。30分に満たない相談援助は対象外です。

(参考) 根拠法令等 (児童発達支援)

平成24年厚労省告示122 別表第1

2の2 事業所内相談支援加算

イ 事業所内相談支援加算(Ⅰ) 100単位

ロ 事業所内相談支援加算(Ⅱ) 80単位

注1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。

2 ロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する当該就学児の療育に係る相談援助を当該就学児以外の就学児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。

H24 障発 0330 第16号 第二の2(1)

⑥ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)の取扱い

通所報酬告示第1の2の2のイの事業所内相談支援加算(Ⅰ)については、次のとおり取り扱うこととする。

(一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を行った場合(次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。)に月1回に限り、算定するものであること。

ア 相談援助が30分に満たない場合

イ 同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合

(二) 相談援助を行った場合は、**相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。**

(三) 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。

(四) 相談援助の内容から、障害児を同席させることが望ましくない場合等、当該障害児の通所給付決定保護者のみを対象としても、障害児への療育に関する相談援助が可能な場合は、通所給付決定保護者のみに相談援助を行うことをもって算定できるものとする。なお、本加算は障害児に児童発達支援事業所において児童発達支援を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるものとする。

ただし、当該障害児に児童発達支援を提供していない月においては算定できないものとする。

⑥の2 事業所内相談支援加算（Ⅱ）の取扱い

通所報酬告示第1の2の2のロの事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、次のとおり取り扱うこととする。

(一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を、当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合（次のア又はイに該当する場合を除く。）に月1回に限り、算定するものであること。

ア 相談援助が30分に満たない場合

イ 同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅰ）を算定している場合

(二) **相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。**なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。

(三) ⑥の（二）から（四）を準用する。

H30.3.30 平成30年度報酬改定Q&A VOL. 1（問108）

問) 事業所内相談支援加算について、障害児が支援を受けている時間帯であっても算定可能となったが、障害児の同席は不要なのか。

答) 障害児本人が同席することが好ましいが、障害児本人が別室で支援の提供を受けている間に効率的に相談支援を行うために、障害児が支援を受けている時間帯であっても算定可能としたものである。

なお、障害児が支援を受けている時間帯に相談支援を行う場合、相談支援を行う職員については、支援の単位ごとに必要な児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者には含まれないものであるため、相談支援を行う職員以外で支援の単位ごとに必要な従業者及び員数を満たす必要がある。

R3.3.31 令和3年度報酬改定Q&A VOL. 1（問55）

問) 事業所内相談支援加算（Ⅰ）について、障害児に通所による支援を行っていない日に算定することもできることとされたが、事業所が相談援助を行う日に、相談援助を行う事業所とは別の事業所に通所した場合（※）も算定は可能か。また、事業所内相談支援加算（Ⅱ）についても同様と考えて良いか。

（※）午前には保護者がA放課後等デイサービス事業所で相談援助を受け、午後に障害児がB放課後等デイサービス事業所を利用するような場合。

答) 障害児通所支援に係る報酬は1日単位で算定されることから、同一日に複数の障害児通所支援を利用することはできない。

しかし、事業所内相談支援加算（Ⅰ）及び事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、通所による支援と別日に相談援助等が行われ、結果として、保護者への相談援助を行う日に、

障害児が他の事業所を利用することも想定されることから、貴見のとおり取り扱って差し支えないものとする。

ただし、**同一日に2つ以上の事業所による相談援助を行った場合、相談援助に係る加算はいずれかの事業所のみ算定**できる点に留意されたい。

R3.3.31 令和3年度報酬改定Q&A VOL. 1 (問56)

問) 事業所内相談支援加算（Ⅰ）及び事業所内相談支援加算（Ⅱ）について、相談援助を行う従業者に係る要件はあるのか。

答) 相談援助を行う従業者に係る要件はないので、事業所において、当該相談援助を行うのに適した従業者に行わせることで、算定要件を満たすものとする。

なお、事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、同時に、複数の保護者に対して相談援助を行うため、事業所内で、保護者への相談援助について一定の経験を有する者が担うことを想定している。

R3.3.31 令和3年度報酬改定Q&A VOL. 1 (問57)

問) 事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、グループでの面談として、ペアレント・トレーニングなどを想定しており、単に保護者会のように保護者同士が話し合い、事業所の従業者は同席しているだけのような場合は算定の対象外と考えてよいか。また、グループでの面談等の具体的な方法について要件はあるのか。

答) **事業所の従業者による相談援助が介在しない場合は、貴見のとおり本加算の算定は認められない。**

グループでの面談等の具体的な方法については、各事業所において検討するものとし、報酬を算定する要件として、具体的な方法は定めていない。

なお、厚生労働省の令和元年度障害者総合福祉推進事業において、「ペアレント・トレーニング実践ガイドブック」(※)が作成されているので、グループでの面談等の効果的な方法を検討いただく上での参考とされたい。

(※) 令和元年度障害者総合福祉推進事業「発達障害支援における家族支援プログラムの地域普及に向けたプログラム実施基準策定及び実施ガイドブックの作成」成果物。

5 強度行動障害児特別支援加算及び強度行動障害児支援加算

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 ※重症心身障害児に対しサービスを行う場合を除く。

強度行動障害児特別支援加算（障害児入所施設）及び強度行動障害児支援加算（障害児通所支援事業所）とは、強度行動障害児の行動障害の軽減を目的として、各種の支援・指導・訓練を行う場合に算定する加算です。

強度行動障害児支援加算の要件にある「厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童」の判定は、各市町が判断することになっています（強度行動障害児特別支援加算の場合は、都道府県が判断します）。

＜強度行動障害児特別支援加算の主な要件等＞

福祉型障害児入所施設 平成 24 年厚生労働省告示 123 別表第 1 の 1	
注 7 (781 単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・月に 1 回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を 1 以上配置すること。 ・常勤の児童指導員の員数を満たしていること。 (1～4 人→2 人、5～8 人→3 人、9～12 人→4 人…) ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を 1 人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成すること。 ・心理指導担当職員を 1 以上配置すること。 ・加算対象児の居室は、原則として個室とすること。ただし、指導及び訓練上の必要がある場合には、2 人用居室として差し支えない。 ・行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けること。
注 7 (700 単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の期間について、さらに 700 単位を加算することができる。

（参考）根拠法令等

福祉型障害児入所施設 H24.3.30 障発 0330 第 16 号 第三の(1)	
⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い	
<p>入所報酬告示第 1 の 1 の注 7 の強度行動障害児特別支援加算については、対象となる障害児は 1 人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を 1 人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設備及び職員配置基準等を満たす必要があること。</p>	
<p>また、当該加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の期間について、さらに 700 単位を加算することができるとしているが、これは重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた必要な職員を配置するものであること。</p> <p>なお、特別処遇期間は 1 人につき、3 年間を限度とする継続した入所支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算は算定しないものであること。</p> <p>同加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことにも留意されたい。</p>	

<強度行動障害児支援加算の主な要件等>

児童発達支援

平成 24 年厚生労働省告示 122 別表第 1 の 9 の 2

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援事業または共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、1 のハ又はホを算定している場合は、加算しない。

H30.3.30 平成 30 年度報酬改定 Q & A VOL. 1 (問 111)

問) 強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児について、どのように判断するのか。
答) 強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児については、通所報酬告示に規定する強度行動障害のスコアを用いて、市町村が判断することになるが、判断に当たっては、児童相談所、障害児相談支援事業所及び障害児が通っている事業所等に意見を聴取するなどにより、当該障害児の状態を確認されたい。

H30.3.30 平成 30 年度報酬改定 Q & A VOL. 3 (問 22)

問) 対象となる従業者には常勤の要件はないのか。
答) 施設として配置し、支援する日にいけばよい。

R3.3.31 平成 30 年度報酬改定 Q & A VOL. 1 (問 29)

問) 児童発達支援管理責任者が「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者」の要件を満たす場合であっても、強度行動障害児支援加算の算定は可能であると考えるか。

また、算定できる場合、算定するのは児童発達支援管理責任者が直接支援を提供しているかどうかは問わず、当該児童発達支援管理責任者が配置されている日は算定できるものと考えて良いか。

答) いずれも、貴見のとおり取り扱って差し支えない。

6 医療連携体制加算

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

※重症心身障害児に対しサービスを行う場合を除く。

医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できる加算です。

令和3年度から、医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価する、医師からの指示は原則日頃から利用者を診察している主治医から個別に受けるものとするを明確化するなど、算定要件や報酬単価が見直されました。

<Ⅰ～Ⅴ>

対象者	看護の提供時間 (考え方は令和3年度報酬改定Q&A VOL.1(問9)参照)	看護を受けた障害児の数 (1回の訪問につき8名が限度)		
		1名	2名	3～8名
Ⅰ Ⅱ Ⅲ 医ケア児以外	1時間未満	32単位		
	1時間以上2時間未満	63単位		
	2時間以上	125単位		
Ⅳ Ⅴ 医ケア児	4時間未満	800単位	500単位	400単位
	4時間以上	1,600単位	960単位	800単位

<Ⅵ・Ⅶ>

Ⅵ	医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に、喀痰吸引等に係る指導を行った場合	500単位
Ⅶ	喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合	100単位

(参考) 根拠法令等

児童発達支援 平成24年厚生労働省告示122別表第1	
イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 32単位	注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が 障害児に対して1時間未満 の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 63単位	2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が 障害児に対して1時間以上2時間未満 の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1

	日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 125 単位	3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が 障害児に対して2時間以上 の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1) 看護を受けた障害児が1人 800 単位 (2) 看護を受けた障害児が2人 500 単位 (3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下 400 単位	4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間未満 の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とする。
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1) 看護を受けた障害児が1人 1,600 単位 (2) 看護を受けた障害児が2人 960 単位 (3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下 800 単位	5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以上 の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とする。
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) 500 単位	6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、 当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)に喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引

	等をいう。以下同じ。)に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している場合は、算定しない。
ト 医療連携体制加算(VII) 100単位	7 トについては、 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に 、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。

児童発達支援 H24.3.30障発 0330 第16号 第三の(1)

⑬ 医療連携体制加算の取扱い

通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。

- (一) 指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定児童発達支援事業所等として行うものであるから当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、障害児ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該障害児主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、当該障害児の主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。
- (二) **看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示の受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。**また、当該障害児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。
- (三) 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。
- (四) 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成（五）通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算（I）から（V）について、看護職員1人が看護することが可能な障害児数は、以下のアからウにおり取り扱うこと。
 - ア 医療連携体制加算（I）から（III）における取扱い医療連携体制加算（I）から（III）を算定する利用者全体で8人を限度とすること。
 - イ 医療連携体制加算（IV）及び（V）における取扱い医療連携体制加算（IV）及び（V）を算定する障害児全体で8人を限度とすること。
 - ウ ア及びイの障害児数について、合算する必要はなく、それぞれについて8人を限度に算定可能であること。
- (六) 通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算（IV）及び（V）における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この

用者が複数いる場合はどのように請求すればよいか。

答) 以下の数式に当てはめて日単位で按分して単位数を算出した上で、当該単位数を合算して月単位で請求する。

【例】

500 単位 × 看護職員数	÷	<u>当該月の事業所の利用者</u> のうち、 <u>たんの吸引等</u> が必要な利用者数	=	1人当たり単位数/日 ※ 1単位未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。
----------------	---	--	---	--

4月中に、たんの吸引等が必要な利用者が3人いる事業所に、4月1日は看護職員2人が、4月20日は看護職員1人が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合

・ $(500 \text{ 単位} \times 2 \text{ 人}) \div 3 \text{ 人} = 333.3 \text{ 単位}$

→ 333 単位/日 (4月1日分)

・ $(500 \text{ 単位} \times 1 \text{ 人}) \div 3 \text{ 人} = 166.6 \text{ 単位}$

→ 166 単位/日 (4月20日分)

⇒ $333 \text{ 単位} + 166 \text{ 単位} = 499 \text{ 単位/月 (4月分)}$

※ $(500 \text{ 単位} \times 3 \text{ 人}) \div 3 \text{ 人} = 500 \text{ 単位/月}$ とするのではない。